## 令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項

#### 1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜(以下「入学者選抜」という。)の入学志願者の受検機会を確保するため、入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

# 2 本科入学者選抜

#### (1) 追検査の実施

- ア 特別支援学校長は、当該県立特別支援学校高等部本科(普通科を除く。以下同じ。)に係る入学者選抜(以下「本科入学者選抜」という。)の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等(令和3年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項(令和2年10月愛媛県教育委員会告示第8号。以下「入学者選抜実施要項」という。)第2の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下2において同じ。)の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。
- イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、 それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適 性検査の結果とみなす。

#### (2) 受検手続

- ア 本科入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学部等(入学者選抜実施要項第2の1(1)アに規定する中学部等をいう。以下同じ。)又は中等教育学校の校長(以下「中学部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合は、直接。2(2)ウにおいて同じ。)、令和3年3月9日(火)正午までに志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- イ 本科入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染 症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学部等校長の証明を受 けなければならない。ただし、中学部等校長を経由しない場合にあっては、 医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 特別支援学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした 者に対して直ちに、中学部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するも のとする。

#### (3) 特別支援学校長の報告

ア 特別支援学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者 (以下「追検査受検者」という。2において同じ。)の数を令和3年3月9 日(火)午後3時までに愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」とい う。)に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別支援学校長は、教育長が定めるところにより、 追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

## (4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者 選抜実施要項第2の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、 入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該 欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

# (5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和3年3月22日(月)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

#### (6) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、 みなら特別支援学校)とする。

# (7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の6の規定に関わらず、令和3年3月26日(金)午後2時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

#### (8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の7の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和3年3月26日(金)から1月間とする。

#### 3 専攻科入学者選抜

#### (1) 追検査の実施

ア 松山盲学校長は、当該高等部専攻科に係る入学者選抜(以下「専攻科入学者選抜」という。)の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、

又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等(入学者選抜実施要項第3の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下3において同じ。)の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、 それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適 性検査の結果とみなす。

# (2) 受検手続

- ア 専攻科入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、 又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合 において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の 高等部等(入学者選抜実施要項第3の1(1)アに規定する高等部等をいう。以 下同じ。)の校長(以下「高等部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の 高等部等のない場合は、直接。3(2)ウにおいて同じ。)、令和3年3月9日 (火)正午までに松山盲学校長に提出しなければならない。
- イ 専攻科入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感 染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、高等部等校長の証明 を受けなければならない。ただし、高等部等校長を経由しない場合にあっ ては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- ウ 松山盲学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者 に対して直ちに、高等部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するも のとする。

#### (3) 松山盲学校長の報告

- ア 松山盲学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者(以下「追検査受検者」という。3において同じ。)の数を令和3年3月9日 (火)午後3時までに教育長に報告するものとする。
- イ アに定めるもののほか、松山盲学校長は、教育長が定めるところにより、 追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。
- (4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者 選抜実施要項第3の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、 入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該 欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

#### (5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和3年3月22日(月)とし、その日程については、松

山盲学校長が定める。

# (6) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

# (7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した場合は、入学者選抜実施要項第3の6の 規定に関わらず、令和3年3月26日(金)午後2時に、松山盲学校において、 受検番号を掲示して行う。

# (8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、本科入学者選抜の追検査の場合に 準ずる。

# 4 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。